改正

昭和48年10月 5 日条例第25号 昭和49年3月30日条例第10号 昭和61年12月24日条例第29号 平成3年3月30日条例第3号 平成6年6月20日条例第16号 平成11年12月22日条例第30号 平成14年1月16日条例第1号 平成19年12月21日条例第38号 平成31年3月18日条例第6号 令和元年12月18日条例第14号

志木市総合振興計画審議会条例

(目的)

第1条 この条例は、志木市総合振興計画審議会の設置、組織及び運営に関する事項を定めること を目的とする。

(設置)

第2条 市長の諮問に応じ、市の総合振興計画に関し必要な調査及び審議を行うため、志木市総合 振興計画審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(組織)

第3条 審議会は委員24人以内で組織する。

(委員)

- 第4条 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。
 - (1) 市議会の議員
 - (2) 行政委員会の委員
 - (3) 識見を有する者
 - (4) 公募による市民
- 2 委員の任期は、当該諮問に係る審議が終了するまでの期間とする。

(会長及び副会長)

- 第5条 審議会に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選によつてこれを定める。
- 2 会長は会務を総理する。
- 3 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。 (部会)
- 第6条 審議会は、必要に応じ部会を置くことができる。
- 2 委員が属する部会は、会長が指定する。
- 3 部会に部会長を置き、部会に属する委員の互選によつてこれを定める。
- 4 部会長は部会の事務を掌理する。
- 5 部会長に事故あるときは、あらかじめ部会長が指名する委員がその職務を代理する。 (会議)
- 第7条 審議会又は部会の会議は、それぞれ会長又は部会長が招集する。
- 2 審議会又は部会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 審議会又は部会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長又は部会長の決するところによる。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、市長公室秘書政策課において処理する。

(雑則)

第9条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会にはかつ て定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和48年条例第25号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和49年条例第10号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和61年条例第29号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成3年条例第3号抄)

(施行期日)

第1条 この条例は、平成3年4月1日から施行する。

附 則 (平成6年条例第16号)

この条例は、平成6年7月1日から施行する。

附 則(平成11年条例第30号抄)

(施行期日)

第1条 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則(平成14年条例第1号抄)

(施行期日)

第1条 この条例は、平成14年4月1日から施行する。

附 則 (平成19年条例第38号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 (平成31年条例第6号)

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

附 則(令和元年12月18日条例第14号抄)

(施行期日)

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。